

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件
原告 ●● ●● 外123名
被告 仙台パワーステーション株式会社

第6準備書面

平成30年11月6日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男
外

被告の準備書面(2)に対し、以下の通り反論する。

1 「環境基準」の意義

(1) 被告の主張及びその企業姿勢

被告は、準備書面(2)4頁脚注4において、環境省が、環境基準について、「人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである」としていること(乙5)から、仮にこれを超過していたとしても、直ちに人の健康等に悪影響が生じるおそれがあるという性質のものではないと結論づける。

しかし、前段と後段との間には論理の飛躍があるものというべきであって、「環境基準を超過していたとしても、直ちに人の健康等に悪影響が生じるおそれがあるという性質のものではない」という見解は、被告の独自の見解に過ぎない。このような被告の解釈は、裏返せば「環境基準値までは有害物質を排出しても問題ない」というにとどまらず、「万が一、各種条件によって多少環境基準値を超えたとしても、致命的な問題ではない」とさえ捉えられるものである。このような思考自体に、他者の安全や環境保全を顧みず、ただただ自己の利益追求のみを重視する被告の企業体質・企業姿勢が如実に表れているものといわざるを得ない。

このような被告の企業姿勢は、被告の活動があくまでも私益のためのものにとどまり、何らの公共性を持たないものであることを示すものであって、いわゆる受忍限度の判断において、厳しく問い質されなければならない。

(2) 「環境基準」が絶対的なものではないこと

ア もとより、環境基準が設定されるまでの過程には、多くの省庁が関わ

っており、目標年次までに達成可能な数値でなければならないとの配慮や経済界からの要請との調整の観点から、環境基準は純粋な科学的理想値ではなく、やや低いレベルにおかれていると言われる（甲A17）。

また、環境省自身も、「環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならない」（乙5）としているのであって、環境基準が、時の科学的知見に基づきいわば過渡的なものに過ぎず、研究の進展等により新たな科学的知見が蓄積された暁には修正が加えられ得るものであることを自認しているものである。

すなわち、このような環境基準の設定経緯からしても、「環境基準を遵守すれば確実に健康被害を防止できる」、又は「環境基準を超過していたとしても、直ちに人の健康等に悪影響が生じるおそれがあるという性質のものではない」などと断定することはできないのであり、個別の物質についての政治的経済的利害調整の程度や科学的知見の成熟度によっては、環境基準が人の健康を守るという観点から、必ずしも万全のものとはいえないというべきである。

イ 特にPM2.5については、1990年代からアメリカで関心が高まり、同国で1997年（平成9年）に初めて環境基準が設定され、日本で環境基準が設定されたのが平成21年9月であって、その有害性が意識され始めてから未だ日が浅い。原告らが訴状等で主張するとおり、日本で同物質の環境基準が定められてから9年の間にも、世界レベルで新たに多くの研究成果が上がっており、日本における同物質の環境基準設定当時に比べても、現在では、その危険性が裏付けられ、科学的に認知されている。

実際、PM2.5については、日本でもデータの蓄積がそれほど進んでいないものといわれており、現在の環境基準は科学的根拠をもとに5年毎位に見直す予定で、関係機関による研究・調査が続いている真只中である（乙14）。

かような経緯からしても、特にPM2.5については、その環境基準が絶対的な意味を有しないことは明らかといえる。本訴訟においては、仙台PS建設時までには得られた科学的知見に基づき、PM2.5のもたらす健康被害がいかなるものなのかについて、審理・判断されなければならないのである。

2 証拠の偏在について

(1) 被告の主張

被告は、準備書面（2）4頁において、「環境基準」が、一般公衆の通常生活する地点（任意の地点）における測定値に適用されるものであって、そのような測定値は都道府県や市町村等の地方自治体をはじめと

する行政機関によっても公表されるものであるから、「環境基準」に適合するか否かを論ずるに当たって、証拠の偏在はないと主張する。

(2) 裁判所の指摘の趣意及び証拠偏在の現況

そもそも、被告による「環境基準」の解釈が正当なものであると言い得ないのは前述したとおりであるが、ひとまずそれをおくとしても、もともと裁判所が被告に対して証拠の偏在を指摘し、被告に対して明らかにするように求めたのは、被告の排出行為の環境基準・排出基準への適合性や被告が排出する有害物質の人体への影響を議論する大前提となるべき「仙台P Sの運転により排出される有害物質の具体的な排出量」である。この点において、被告による裁判所の指摘の趣意の解釈は、的外れなものとなっているといわざるを得ない。

そして、この「仙台P Sの運転により排出される有害物質の具体的な排出量」に関する証拠について言えば、実際に稼動から1年近くが経過した現時点において、その間にいかなる種類の物質がいかなる量排出されているのかという情報を偏に管理・保有しているのが被告であることは論を俟たず、かかる証拠が被告に偏在していることは明白である。

加えて、被告は、被告の行為が「環境基準」に適合しているか否かを論ずるにあたっては証拠の偏在がない旨主張するものであるが、それ自体にも誤りがあるといわざるを得ない。すなわち、確かに被告の主張するとおり、一般公衆の通常生活する地点における大気等の測定は、仙台P S周辺の地方自治体によっても行われ、これが公表されているところではあるが、それのみでは、「仙台P Sの行為がその周辺における大気質の環境基準適合性にいかなる影響を与えているか否か」を論ずることは不可能である。本件においては、一般に仙台P S周辺の大気質の状況が環境基準に適合しているか否かが決定的な争点なのではなく、むしろその大気質の状況に対する仙台P Sの影響程度こそが争点なのである。この意味においても、被告の主張は、本件の争点を誤解しているものというほかない。

3 被告の開示する証拠が極めて不十分であること

(1) 総排出量等及びリアルタイムデータの非開示

被告は、大気汚染防止法16条及び公害防止協定14条に従って、所定の環境負荷項目等について測定を行い、記録して、その結果を毎月公表していると主張して、その結果として乙8号証を提出する。しかし、このような測定結果は、被告の有する、あるいは容易に有しうる証拠のごく一部でしかない。被告がこれを公表することによってあたかも十分な証拠を提出したかのように主張し、他方原告側は被告が公表したこの測定結果しか知り得ないという現況は、まさに証拠の偏在という状況を如実に表すものにほかならない。

加えて、被告が現に提出している「仙台P Sの運転により排出される

有害物質の排出量」について個別に検討しても、例えば大気汚染防止法16条及び公害防止協定14条に従って測定した結果として公表した乙8号証でさえ、あるサンプルについて測定した濃度の数値に過ぎず、サンプル採取の方法は明示されていない。すなわち、サンプルを、いつ、どのタイミングで、排出過程のどの場所において採取したのかということが不明である。このように採取の方法が明らかにされていない以上、原告側では公表された数値がどの程度排出の実態を表しているかという検証もなし得ない。言ってみれば、幾つもあるサンプルのうち、被告が被告にとって都合の良い数値のものだけを選んで公表するということが容易に行われてしまうのであって、このような公表にはほとんど意味がない。

排出の実態を知るためには日々の発電量及び石炭消費量や、各汚染物質の総排出量、また、時間に対応した排出濃度等のデータ（リアルタイムデータ）が不可欠であるが、そうしたデータは被告しか持ち得ないのであり、住民が知ることはできない。そして、被告は、原告側の度重なる公開要求にもかかわらず、そうしたデータの公開を拒み続けている。平成30年5月19日、原告のうち1名が、仙台PSのホームページの質問コーナーに、毎日の発電出力量を公開することは可能か、不可能な場合はその理由を教えてほしい旨投稿したが、仙台PSは、「毎日の発電電力量については、公表することは考えておりません」として、その理由も何一つ説明していない（甲A18の1、18の2）。

まさしく証拠は偏在している。原告は、改めて被告に対し、日々の発電量及び石炭消費量、各汚染物質の総排出量及び時間に対応した排出のデータ（リアルタイムデータ）を開示するよう求める。

（2）水銀について

被告は、水銀に関し、平成30年4月1日に施行された改正大気汚染防止法において新たに排出規制が設けられ、排出基準が定められたことから、水銀についての測定を実施したとして、乙17号証で結果を提出し、測定値 $0.15\mu\text{g}/\text{N m}^3$ の結果を示し、法的基準値（ $10\mu\text{g}/\text{N m}^3$ ）以下であると説明している。しかしながら、この結果は、平成30年6月6日の8:30～15:30というたった1日のそれも7時間の間だけ行った測定値であって、上記で指摘したとおり、1回だけのサンプルについての濃度数値のみの公表にとどまるものであるから、ほとんど意味がない。

この濃度数値をもとにして、仮に $45\text{万m}^3/\text{h}$ として24時間及び365日に乗じると、年間590gの水銀が排出されるということになるが、石炭の水銀含有率は $0.05\sim 0.1\text{mg}/\text{Kg}$ であるから、これが年間32万t使用されるとすると、含有水銀量の総量は $16\sim 32\text{kg}$ となる。火力発電による大気への石炭の水銀の放出量は一般に $20\sim 30\%$ と言われているところ、上記の590gというのは含有水銀量総量の $2\sim 3\%$ にすぎず、

予想される量よりも桁違いに少ないことになる。こうしたことからすれば、たった1回の測定にかかるこの数値だけ公表されても、到底実態を反映しているとは思われず、住民は納得して安心することはとてもできない。従って、使用石炭の水銀含有率とその総量、それらが排気中、排水中、残渣中にどのように再分布し環境に負荷されるかを濃度ではなく総量で明らかにするように求める。

(3) SPM及びPM2.5について

被告は、SPM及びPM2.5について、大気汚染防止法や公害防止協定において排出規制対象となっていないことを理由に、煤煙処理設備出口における測定を実施していないと主張する。仙台PSは、平成29年6月26日、原告のうち1名が、仙台PSのホームページの質問コーナーにおいて、排出煤煙20kg/hの中の粒径分布特にPM2.5の比率を質問したのに対しても回答をしていない(甲A19)。

しかし、煤煙中のSPM及びPM2.5等の粒子物質の粒子径分布の計測は、技術的にそれほど困難なものではないはずである。すなわち、粒子径に対応するフィルターを排出口にかけて計測すればいいだけの話なのである。従って、被告が、仙台PSが排出する煤煙中におけるそれらの分布を計測しようとするれば、それは容易なはずである。

本訴にかかる仙台PSの稼働による原告らの健康被害においては、PM2.5に関係するものが極めて重大な争点となっている。原告においてその排出量を知る手段がないため、原告は、シミュレーションにおいては、煤煙の30%であると仮定して試算せざるを得なくなっている。PM2.5は二次生成粒子も含むものではあるが、少なくとも仙台PSが排出する煤煙の中におけるPM2.5の分布比率は、被告が自らの責任で計測して公開すべきである。

4 住民が不安を抱え情報を求めているのに、被告がそれに対応していないこと

(1) 被告は、SPM及びPM2.5について、自らはばい煙処理設備出口における測定を実施していないとしながら、宮城県が多賀城市及び七ヶ浜町において実施したものがあるとして、2017年12月12日の宮城県議会の環境生活農林水産委員会において、県の環境生活部長がその測定結果を踏まえて「現状では～大気を汚すような形での操業は行われていないと認識しております」と答弁していると主張している。意図するところは、県が測定して問題ないと言っているのだから問題ないのだと言いたいのだと思われるが、これは極めて無責任な態度であると言わざるを得ない。

そもそも上記生活部長がこの答弁をしたのは、自民党所属の県議会議員である仁田和廣氏が、住民が被告の操業の状況に不安を持っているとして、その対策についての県の考えを質したからであるが、その質疑の

中で「現状として、10月1日に開始してから毎日、すごい白い煙を上げているし、また、多賀城市にあるマンション、多賀城ロジューマンあたりではもの凄い匂いがするという話もあるのです」、「私は今でもすぐに仙台パワーステーション側に、環境アセスの実施を求めることができなからと思います」、「例えば定点観測だってやろうと言っているのに、移動観測車程度でお茶を濁そうとしている。私から言わせると、本当に住民の子ども達の健康を考えているのかと思います」などと切実な住民の思いを吐露している。これは直接には、県の被告の操業に対する対策についての不満を述べたものであるが、その背景にあるのは当然被告の操業により住民の健康が脅かされているという実感及び脅かされるという大きな不安である。

- (2) これに対する上記生活部長の答弁は、結論として「現状で大気を汚すような形での操業ではないと認識している」というものであるが、実際にはこの時点では、被告が本稼働を開始してからわずか2か月しか経過しておらず、しかも県が行っている測定は、上記仁田氏の質疑の中で「お茶を濁そうとしている」と評された移動観測車によるもののみである。このような短期間のいわば簡易な観測で、「問題がない」という結論を出すのはあまりにも早計であるのは明らかであって、生活部長のこのような答弁によって、住民が実際に安心することなど到底あり得ない。事実、この答弁を受けても上記仁田氏はさらに質疑を続け、「例えば、硫酸化物やPM2.5で子ども達に被害があったらどうするのですか」、「PM2.5など何かで子ども達に健康被害が出たら、責任を負えなくなります」と述べている。こうした心情は、まさに地域住民の不安を表したものであり、県が移動測定車による測定を行って、それに基づいて「問題ないと認識」などと答弁してみたところで、そのようなものは住民の不安を払拭するには何の役にも立っていないのである。
- (3) そして、そもそも、そのような不安を抱えているのは、いうまでもなく被告の稼働による汚染物質の排出の実際の状況が全く分からないからである。

上記でも逐一述べてきたことであるが、被告がこれまで提出した資料は、あくまでもあるサンプルに関する測定値のみであって、被告自身が任意に選別し提出できるほんの一部についての資料でしかない。被告が明らかにすべきは、繰り返すが、日々の発電量（石炭消費量）、各汚染物質の総排出量及び時間に対応した排出のデータ（リアルタイムデータ）である。また、SPMやPM2.5についても、前述の通り、被告がその粒子径分布の計測を行うことは容易なはずであり、かつ被告しか行えないものであるから、早急に計測を行ってその分布比率を公開すべきである。

このように、明らかに証拠は被告に偏在しており、住民が不安を抱えてそれを訴え、必要なデータの公開を求めているのに対して、何一つ明

らかにせず、県が測定を行って大丈夫と言っているから大丈夫なのだと
言わんばかりの被告の態度は、およそ無責任極まりないとの誹りを免れ
ない。

5 結論

(1) 以上、被告に証拠が偏在しており、現時点では被告がそれを十分に開示
していないことが明らかとなった。原告は、被告に対し、以下に掲げる項
目の数値を早急に明らかにするよう改めて求めるものである。

- ① P S稼働後現在までの日々毎の発電量及び石炭消費量
- ② P S稼働後現在までの日々毎の硫黄酸化物、窒素酸化物、オゾン、
オキシダント、水銀の各総排出量及び時間に対応した排出濃度のデ
ータ（リアルタイムデータ）
- ③ 使用石炭の水銀含有率
- ④ 日々毎の時間に対応した排出ばい煙中のS P M及びPM2.5 の分布
比率

(2) なお、被告提出の乙10号証の15と20とを比較すると、仙台P Sの
稼働前後（平成29年と平成30年）で、蒲生地区における5月のSO₂
濃度は平均で2倍以上に上昇し、他のNO₂、O_x、PM2.5の濃度も全て
上昇している。

原告らは、これらの測定結果から、仙台P Sの稼働により周辺住民の健
康や蒲生の自然環境に一定の影響が生じているものと感じており、これに
対する不安を抱かざるを得ない。原告らとしては、被告から上記（1）の
項目について明らかにされた後に、汚染物質の濃度上昇と仙台P Sの稼働
との関連性についても詳細に検討する予定である。

以 上